後期高齢者医療費通知について

医療費通知を後期高齢者医療広域連合から送付します

○目　　的　実際にかかった医療費の総額（10割）をお知らせし、ご自身で内容を確認していただくことにより、医療と健康に対する意識の向上と、今後の健康管理にお役立ていただくことを目的としています。

○不要な方　医療費通知を不要とされる方は、お問い合わせ先にご連絡ください。

はり・きゅうの施術の保険給付申請について

『療養費支給申請書』は、施術を受けた方が施術費用の一部を後期高齢者医療広域連合に請求し支払を受けるために必要な書類です。内容を確認したうえで、必ず記名・押印してください。

神経痛、リウマチ等の傷病で、医師による適当な治療手段がなく、医師がはり・きゅうの施術について同意している場合に限ります。そのため、医療機関で同一傷病の治療を受けながらの施術は認められません。

あん摩・マッサージの施術の保険給付申請について

『療養費支給申請書』は、施術を受けた方が施術費用の一部を後期高齢者医療広域連合に請求し支払を受けるために必要な書類です。内容を確認したうえで、必ず記名・押印してください。

筋麻痺・関節拘縮等の症状が認められ、医療上あん摩・マッサージが必要だと医師が同意している場合に限ります。

柔道整復（整骨・接骨）の施術の申請について

健康保険は治療を目的としたものであり、医師や柔道整復師に、急性又は亜急性の外傷性の骨折、脱臼、打撲及び捻挫等（いわゆる肉ばなれを含む。）と診断又は判断され、施術を受けたとき（骨折及び脱臼については、応急手当をする場合を除き、あらかじめ医師に同意を得ることが必要です。）は、健康保険等の対象となりますが、疲労性・慢性的な要因からくる単なる肩こりや筋肉疲労など、健康保険等の対象にならない場合もありますので、負傷の原因は正確にきちんと伝えましょう。

『療養費支給申請書』は、施術を受けた方が施術費用の一部を後期高齢者医療広域連合に請求し支払を受けるために必要な書類です。内容を確認したうえで、必ず署名してください。

施術が長期にわたる場合は、内科的要因も考えられますので、医師の診察を受けましょう。

制度改正の予定について

国による医療保険制度の見直しにより、以下の改正が平成29年８月から平成30年４月の間に予定されています。

○高額療養費

高額療養費とは、ひと月に支払った保険診療の医療費が高額になり、個人もしくは世帯の所得に応じて決められた上限額を超えた場合に、上限額を超えてお支払いいただいた分を払い戻す制度です。

平成29年８月から、上限額が下表のように変わります。

平成29年７月まで

所得区分		自己負担限度額（月額）		
		外来（個人）	入院（個人）	世帯合算
現役並み所得者		44,400円	80,100円＋１％＊1〔44,400円〕＊2	80,100円＋１％＊1〔44,400円〕＊2
一　　般		12,000円	44,400円	44,400円
低所得	Ⅱ	8,000円	24,600円	24,600円
	Ⅰ		15,000円	15,000円

平成29年８月から

自己負担限度額（月額）		
外来（個人）	入院（個人）	世帯合算
57,600円	80,100円＋１％＊1〔44,400円〕＊2	80,100円＋１％＊1〔44,400円〕＊2
14,000円＊3	57,600円〔44,400円〕＊2	57,600円〔44,400円〕＊2
8,000円	24,600円	24,600円
	15,000円	15,000円

※１　「＋１％」は医療費総額が267,000円を超えた場合、超過額の１％を負担。

※２　過去12か月以内に３回以上、上限額に達した場合は、４回目から「多数回」該当となり、上限額が下がります。

※３　１年間（８月～翌年７月）の外来（個人）の自己負担額の合算額に、年間144,000円の上限があります。

○入院時の食事代及び居住費（食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額）

入院したときの食事代（食事療養標準負担額）、療養病床に入院したとき居住費（生活療養標準負担額）が次頁のように変わります。